

○北海道警察少年警察活動規程

北海道警察本部訓令第10号

平成20年6月27日

改正 平成11年4月1日警察本部訓令第7号、27年4月1日第9号、28年3月25日第12号、28年11月1日第29号、令和元年8月20日第15号、2年3月31日第15号、3年3月16日第4号、4年8月22日第18号、6年3月21日第17号

北海道警察少年警察活動規程を次のように定める。

北海道警察少年警察活動規程

北海道警察少年警察活動規程(平成15年北海道警察本部訓令第21号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条-第9条)

第2節 幹部の職務(第10条-第17条)

第3節 早期発見及び報告(第18条・第19条)

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導(第20条・第21条)

第2節 少年相談(第22条・第23条)

第3節 継続補導(第24条-第26条)

第4節 立ち直り支援活動(第26条の2・第26条の3)

第5節 少年の体験活動(第27条・第28条)

第6節 情報発信(第29条-第31条)

第7節 有害環境の排除(第32条)

第8節 集団的不良交友関係の解消(第32条の2・第32条の3)

第3章 少年の非行の防止のための活動

第1節 非行少年に関する通則(第33条-第42条)

第2節 犯罪少年事件の捜査(第43条-第54条)

第3節 触法調査(第55条-第71条)

第4節 ぐ犯調査(第72条-第83条)

第5節 不良行為少年の補導(第84条-第86条)

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動(第87条-第89条)

第2節 福祉犯に係る活動(第90条・第91条)

第3節 要保護少年に係る活動(第92条・第93条)

第4節 児童虐待に係る活動(第94条-第96条)

第5章 記録(第97条-第102条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、「少年」、「特定少年」、「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「児童虐待を受けたと思われる児童」、「低年齢少年」又は「保護者」とは、それぞれ活動規則第2条に規定する少年、特定少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童、低年齢少年又は保護者をいう。

（少年育成専門官）

第3条 少年育成専門官（北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年北海道警察本部訓令甲第3号）別表第5に掲げる少年育成専門官をいう。以下同じ。）は、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）、少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、継続補導（活動規則第8条第2項（同規則第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応、被害少年に対する継続的な支援その他の専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行うものとする。

（心理専門官）

第4条 心理専門官（北海道警察の組織に関する訓令別表第5に掲げる心理専門官をいう。以下同じ。）は、少年の心理に関する特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動並びに当該少年警察活動に携わる警察職員（以下「職員」という。）への指導及び助言を行うものとする。

（スクールサポーター）

第5条 スクールサポーター（児童等の非行の防止と安全確保に関する活動及び少年相談の業務を行う者として任用された会計年度任用職員をいう。以下同じ。）について必要な事項は、別に定める。

（少年サポートセンター）

第6条 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）第35条の3に規定する少年サポートセンター（以下この条において「警察本部サポートセンター」という。）及び同規則第51条の表に掲げる少年サポートセンター（以下これらを

「少年サポートセンター」という。)には、必要により少年育成専門官、心理専門官(心理専門官にあつては、警察本部サポートセンターに限る。)及びスクールサポーター(以下これらを「少年育成専門官等」という。)並びに第3条に規定する知識及び技能を有する警察官を配置し、街頭補導、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動を行わせるものとする。

(少年サポートセンター等の活動施設)

第7条 少年サポートセンター又は警察署の職員が少年警察活動を行う上で必要がある場合には、警察施設以外にその活動のための事務所を設け、又は適当な他の施設をその活動のために利用することができる。

2 前項の規定により警察施設以外に事務所を設け、又は適当な他の施設を利用する場合においては、警察署からの距離、住民の利便、少年の健全な育成に関する業務を行う機関又は少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体との位置関係を総合的に勘案し、適当と認められる位置に設け、又は適当と認められる位置にある施設を確保するものとする。

(少年警察活動の基本)

第8条 少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配慮すること。
- (2) 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようすること。
- (4) 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(関係機関、ボランティア等との連携)

第9条 少年警察活動は、北海道、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

2 少年警察活動は、少年補導員、少年指導委員、児童委員、保護司その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

第2節 幹部の職務

(警察本部長及び方面本部長の職務)

第10条 北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)及び方面本部長は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的な配置、装備資機材及び施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めるものとする。

2 警察本部長及び方面本部長は、少年警察部門(少年警察活動を所掌する部門をいう。

以下同じ。) とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係機関、団体、ボランティア等との連絡協調の促進強化を図るものとする。

- 3 警察本部長及び方面本部長は、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、全ての職員が少年警察活動の基本を理解するように、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

(所属長の職務)

第11条 所属長(警察署にあっては警察署長(以下「署長」という。)、北海道警察本部(以下「警察本部」という。))又は方面本部(以下これらを「警察本部等」という。)の職員が少年警察活動を行う場合にあっては当該職員の属する所属の長をいう。以下同じ。)は、前条に定めるもののほか、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を自ら行うものとする。ただし、警察本部長及び方面本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として警察本部長が定めたものを除く。

- (1) 捜査主任官(規範第20条第1項に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。)又は調査主任官(活動規則第18条第1項又は第30条第1項に規定する調査主任官をいう。以下同じ。)を指名すること。
- (2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し及び面接(捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。)の可否及び方法を決定すること。
- (3) 強制措置及びその解除の可否を決定すること。
- (4) 関係機関への送致(送付を含む。以下同じ。)又は通告その他の措置を決定すること。
- (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (6) 継続補導の可否を決定すること。
- (7) その他所属長が特に必要と認めること。

(警察署等の各級幹部の職務)

第12条 警察署(警察本部等の職員が少年警察活動を行う場合にあっては、当該職員の属する所属)の少年警察活動について責任のある各級幹部は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 前条第2号に掲げる呼出し及び面接の可否、時期、場所及び方法を指示すること。
- (4) 少年警察部門以外の部門(以下「他の警察部門」という。)の各級幹部との連絡及び調整をすること。

(少年事件指導官の職務)

第13条 警察本部少年課の少年事件を担当する指導官(以下「少年事件指導官」という。)は、少年の特性に配慮した的確な少年事件の捜査又は調査が行われるように、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 犯罪少年事件(犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。)のうち本部要指導事件(公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件として別に定めるものをいう。次号において同じ。)であるもの及び触法少年事件(触法少年に係る

事件をいう。以下同じ。)のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、少年の特性に配意しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。

- (2) 犯罪少年事件のうち本部要指導事件であるもの、警察本部長若しくは方面本部長が指揮する事件又は触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、他の警察部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、事件主管課の指導官その他事件主管部門の幹部（以下「主管課指導官等」という。）と密接な連絡を取り、主管課指導官等により前号と同様の指導及び助言が的確に行われるようにすること。
- (3) 第16条に規定する少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

2 少年事件指導官は、必要がある場合は、方面本部又は警察署において前項の職務を行うことができる。

（犯罪少年事件に関する指揮）

第14条 犯罪少年事件については、第10条から第12条までの規定にかかわらず、北海道警察捜査指揮規程（平成4年北海道警察本部訓令第15号）の定めるところにより、警察本部長、方面本部長若しくは警察本部の当該事件を主管する部長又は署長が直接指揮するものとする。

（調査の指揮及び事件の報告）

第15条 警察本部長は、次項の規定により方面本部長又は警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）から報告を受けた触法少年事件のうち、事件の規模、態様、社会的影響等から直接指揮する必要があると認めるものについて、第10条及び第12条の規定にかかわらず、その調査を指揮するものとする。

2 方面本部長又は生活安全部長は、触法少年事件のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、その概要を警察本部長に報告するとともに、第10条及び第12条の規定にかかわらず、その調査（前項の規定により警察本部長が指揮するものを除く。）を指揮するものとする。

(1) 少年法第6条の6第1項の規定により送致すべきもの

(2) 前号に掲げるもののほか、第5項各号のいずれかに該当するものであって、直接指揮する必要があると認めるもの

3 署長は、触法少年事件（前2項の規定により警察本部長又は方面本部長若しくは生活安全部長が指揮するものを除く。）及びぐ犯少年事件（ぐ犯少年に係る事件をいう。以下同じ。）について、第11条及び第12条の規定にかかわらず、その調査の指揮を行うものとする。

4 前項の規定は、警察本部少年課において直接取り扱うぐ犯少年事件について準用する。この場合において、「署長」とあるのは「警察本部少年課長（以下「少年課長」と

いう。)』と読み替えるものとする。

5 署長は、触法少年事件を取り扱った場合において、当該事件が少年法第6条の6第1項の規定により送致すべきものに該当し、又は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその概要を当該方面本部長又は生活安全部長に報告しなければならない。

- (1) 捜索、差押え、検証その他の令状の請求及び執行並びに鑑定嘱託を実施する事件
- (2) 触法少年又は保護者が付添人を選任した事件
- (3) 否認事件その他調査の過程において、立証上の問題、紛議等が予想される事件
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警察本部等の少年警察部門との連携を必要と認める事件  
(少年事件選別主任者等の指定及び職務)

第16条 警察本部及び警察署に少年事件選別主任者（以下「選別主任者」という。）を置き、警察本部にあつては少年事件指導官及び少年サポートセンター所長、警察署にあつては少年警察部門の課長をもって充てる。

2 所属長は、第11条第1号から第5号までに掲げる事項について自ら行う場合においては、警察本部等の所属長にあつては警察本部の選別主任者、署長にあつては当該警察署の選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪（以下「交通事故事件」という。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

3 選別主任者は、前項の規定により所属長が措置の選別及び処遇についての意見を決定する場合に意見を述べるほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 非行少年に係る事件に関し、第12条の規定により各級幹部が行う指揮に対し、少年の呼出し、面接、身柄の措置その他事件の処理について必要な意見を述べること。ただし、交通法令違反又は交通事故事件に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。
- (2) 非行少年に関し第38条第5項の規定により再非行のおそれの判定を行うこと、同条第6項の規定により措置の選別及び処遇上の意見の審査を行うこと並びに同条第7項の規定により審査結果を変更した場合の再審査を行うこと。
- (3) 第47条第2項の規定により、身体の拘束を受けていない少年の被疑者の指紋又は掌紋（以下「指掌紋」という。）の採取及び写真撮影について意見を述べること。
- (4) 触法少年及び触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者に係る事件について、現場等に残された指掌紋との対照又は写真面割りによって当該事件の行為者であることを特定するために必要やむを得ない場合、当該少年の指掌紋の採取及び写真撮影について意見を述べること。
- (5) 第40条の規定により保護者等に対する連絡の要否を判断すること。

4 警察本部及び警察署に少年事件選別補助者（以下「選別補助者」という。）を置き、警察本部にあつては少年課長が指定する警部又は警部補の階級にある警察官、警察署にあつては署長が指定する少年警察部門の警部補の階級にある警察官をもって充てる。

- 5 選別補助者は、選別主任者の職務を補助するとともに、選別主任者が不在又は事故あるときは、その職務を代行するものとする。
- 6 選別主任者及び選別補助者は、少年の処遇が、少年の非行を防止し、少年の健全育成を図るため最も適切な処遇となるように配慮するものとする。

(選別主任者運用上の留意事項)

第17条 選別主任者を置く所属の長は、選別主任者の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事件の指揮は、当該事件の捜査主任官又は調査主任官に行わせること。
- (2) 少年事件を適正に処理させるため、捜査主任官又は調査主任官との緊密な連携を図らせること。

### 第3節 早期発見及び報告

(早期発見)

第18条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携の下にあらゆる職務執行の機会をとらえ、かつ、学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。

(報告)

第19条 職員は、非行少年、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童又は継続的な支援を要する被害少年を発見した場合には、次に掲げる事項を所属長に報告するものとする。

- (1) 少年の氏名、年齢、住居並びに職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
  - (2) 保護者の氏名、年齢、住居、職業及び少年との続柄（少年が他に雇用されている場合にあつては、更に雇用主の氏名、年齢、住居及び職業）
  - (3) 事案を発見した経緯及び事案の概要
  - (4) 発見者の執った措置
  - (5) その他必要と認められる事項
- 2 警察本部等の他の警察部門の所属長が前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を少年課長（方面本部の所属長にあつては、当該方面本部の生活安全課長経由）に速やかに連絡するものとする。この場合において、当該報告に係る事項が児童虐待を受けたと思われる児童に係るものであるときは、警察本部人身安全対策課長に連絡するものとする。

## 第2章 一般的活動

### 第1節 街頭補導

(街頭補導の効果的実施)

第20条 街頭補導は、管内の実態に即して、少年の非行が行われやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び方法について計画を策定するとともに、必要に応じ、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者と協力するなど、効果的な実施に努めるものとする。

(街頭補導実施上の留意事項)

第21条 街頭補導に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 警察手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにすること。
- (2) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目に付かないように配慮すること。
- (3) 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得ること。

## 第2節 少年相談

(少年相談の取扱い)

第22条 少年相談を受理したときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

2 少年相談は、原則として少年警察部門において処理するものとする。

(少年相談実施上の留意事項)

第23条 少年相談は、原則として、少年サポートセンター又は警察署において行うものとする。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談できる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

2 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、相談業務に関する他の規程等により当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関等に引き継ぐなど相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

## 第3節 継続補導

(継続補導の実施)

第24条 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意(第1号及び第4号に掲げる少年が特定少年である場合にあっては、本人の同意)を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、継続補導を実施するものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年であって少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 不良行為少年

2 継続補導を実施するに当たっては、必要に応じ、心理専門官又は被害少年カウンセリングアドバイザー(別に定めるところにより警察本部長が委嘱する少年の心理に関する専門家をいう。以下同じ。)その他の少年の心理に関する専門家の助言を得るように配慮するものとする。

(継続補導の取扱い)

第25条 継続補導は、少年サポートセンターの少年育成専門官等及び第3条に規定する知識技能を有する警察官が行うものとする。ただし、少年の居住地と少年サポートセンターの所在地との距離その他の事情により警察署において行うことが適当であると認められる場合には、警察署の少年警察部門の職員が継続補導を行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、当該署長は、事前に少年課長(札幌方面以外の方面の

署長にあつては、当該方面本部の生活安全課長)に報告し、継続補導を実施するものとする。

- 3 継続補導を行う職員は、継続補導記録簿(別記第2号様式)を作成し、当該継続補導の状況等について随時、所属長に報告するものとする。
- 4 継続補導を終結するときは、継続補導記録簿に当該継続補導を終結する理由その他必要事項を記載し、所属長に報告するものとする。
- 5 署長は、継続補導を必要とすると認められる少年を発見した場合には、速やかにその旨を少年課長(札幌方面以外の方面の署長にあつては、当該方面本部の生活安全課長)に報告するものとする。
- 6 署長は、警察署において行った継続補導を終結したときは、第4項の報告後、継続補導記録簿の写しを送付することにより少年課長(札幌方面以外の方面の署長にあつては、当該方面本部の生活安全課長)に報告するものとする。
- 7 警察署において継続補導を行う場合においては、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項についてその指導を受けるものとする。

(学校関係者等との協力)

第26条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意(対象となる少年が特定少年である場合にあつては、本人の同意)を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

#### 第4節 立ち直り支援活動

(立ち直り支援活動の実施)

第26条の2 過去に非行少年として取扱いのあった少年について、周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状況にあると認められる場合には、保護者の同意(対象となる少年が特定少年である場合にあつては、本人の同意)を得た上で、その立ち直りを支援するための活動(次条において「立ち直り支援活動」という。)を実施するものとする。

(立ち直り支援活動の取扱い)

第26条の3 立ち直り支援活動の実施に当たっては、支援の対象となる少年及びその保護者と継続的に連絡を取り、相互の信頼関係を構築し、必要な指導・助言を行うものとする。

- 2 第26条の規定は、立ち直り支援活動について準用する。

#### 第5節 少年の体験活動

(関係機関等との協力)

第27条 少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動(以下「体験活動」という。)を実施するときは、必要に応じ、学校その他の関係機関、ボランティア、団体等と協力して実施するように努めるものとする。

(実施上の留意事項)

第28条 体験活動の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見

(3) 柔道、剣道等の指導に関する能力

(4) その他少年警察活動に関する知見及び職員の能力

2 体験活動を効果的に実施するため、学校その他の関係機関、ボランティア、団体等が実施する少年の健全な育成のための活動との役割分担に配慮するものとする。

#### 第6節 情報発信

(情報発信)

第29条 少年の非行及び犯罪被害の実態等に関する情報発信については、少年警察活動に対する地域住民のより深い理解と積極的な協力を得るとともに、地域住民、関係機関、民間ボランティア等の自発的な活動を促し、家庭、学校、地域社会と一体となった取組に資するため、その対象に即した適切な素材、方法、時期に配慮して行うものとする。

(基礎資料の整備活用)

第30条 少年警察部門にあつては、少年警察活動を適正に実施するため、かつ、前条の情報発信を適切に行うため、常に、少年の非行及び犯罪被害の実態その他少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第31条 警察本部長、方面本部長及び署長は、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室又は薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、学校その他の関係機関、PTA、ボランティア等との協力の下に行うものとする。

#### 第7節 有害環境の排除

(有害環境の排除及び民間の自主的活動に対する配慮)

第32条 警察本部長、方面本部長及び署長は、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、がん具、広告物、営業その他の環境（以下「有害環境」という。）があることを知った場合においては、法令の特別な定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置を執るよう連絡し、又は民間の自主的活動に対し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるなど有害環境の少年に対する影響の排除のため適切な措置を執るものとする。

#### 第8節 集団的不良交友関係の解消

(集団的不良交友関係の実態把握等)

第32条の2 集団的不良交友関係（非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係をいう。以下同じ。）については、情報の収集及び分析を行い、その実態の把握を行うものとする。

2 前項の規定により集団的不良交友関係の実態を把握した場合においては、その実態に応じて、犯罪の集中的な取締り、補導活動、立ち直り支援活動その他集団的不良交友関係を解消するための措置を講ずるものとする。

(集団的不良交友関係に関する報告)

第32条の3 集団的不良交友関係を新たに把握し、又は集団的不良交友関係の変化若しくは解消を把握した職員は、当該集団的不良交友関係を形成する主たる少年の居住地を管轄する警察署の少年警察部門の職員に報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告を受けた職員は、別に定める様式により、当該報告に係る事項を署長に報告するものとする。
- 3 前項の規定による報告を受けた署長は、その都度、前項の様式の写しにより、少年課長（札幌方面以外の方面の署長にあつては、当該方面本部の生活安全課長経由）に報告するものとする。

### 第3章 少年の非行の防止のための活動

#### 第1節 非行少年に関する通則

##### （捜査及び調査の担当部門）

第33条 捜査（犯罪少年事件の捜査をいう。以下この節及び次節において同じ。）及び調査（触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）をいう。以下この節において同じ。）に当たっては、少年の特性に配意しつつ、少年の適正な処遇に努めるものとする。

- 2 捜査及び調査は、原則として少年警察部門において行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査及び調査については、この限りでない。
  - (1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
  - (2) 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
  - (3) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件
  - (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、他の警察部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
  - (5) 交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
  - (6) 交通事故事件に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長、方面本部長又は署長が他の警察部門に捜査又は調査をさせることが適切であると認める事件
- 3 警察本部長、方面本部長又は署長は、前項ただし書の規定により、他の警察部門に属する警察官に行わせる場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるように、選別主任者に対し、捜査又は調査の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年の取調べを少年警察部門の警察官に行わせることについて配意するほか、捜査又は調査を行う警察官に対する指導教養、助言その他の必要な支援を行わせるものとする。

##### （年齢の確認）

第34条 捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の規定による非行少年の年齢に応ずる処遇に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

##### （捜査又は調査上明らかにすべき事項）

第35条 捜査又は調査に当たっては、おおむね次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の原因及び動機

- (3) 少年の性格、行状、経歴及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができると思われるボランティア等の有無

(関係機関との連絡)

第36条 捜査に当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

- 2 調査に当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(捜査又は調査上の留意事項)

第37条 捜査又は調査に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を執るべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、迅速に行うこと。

(措置の選別及び処遇意見)

第38条 非行少年については、関係機関への送致又は通告の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致（規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。）のいずれによるべきか、送致又は通告の措置を執る場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

- 2 非行少年に係る事件について関係機関への送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置を執る場合においては、当該少年の規範意識の向上と立直りのために最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

- 3 前2項の規定による措置を選別し、及び処遇上の意見を決定するに当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

- (1) 事件の態様
- (2) 事件の原因及び動機
- (3) 当該少年の再非行のおそれ
- (4) 当該少年の保護者の実情、非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体及びボランティアの意見等

- 4 犯罪少年事件における通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、事件の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

- 5 第3項第3号に掲げる非行少年の再非行のおそれの判定については、選別主任者が行うものとする。

6 職員は、第1項の規定により措置の選別をしようとする場合又は第2項の規定により処遇上の意見を付す場合においては、審査票（別記第3号様式）を作成（簡易送致の場合を除く。）し、これに関係記録を添付の上、措置の選別又は処遇上の意見の適否について選別主任者の審査を受けるものとする。ただし、交通法令違反に係る犯罪少年又は触法少年及び交通事故事件に該当する犯罪少年又は触法少年については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

7 前項の審査後において、新たな事実の判明等の事情の変更により、審査結果を変更する必要があると認められるときは、その理由を明らかにして選別主任者の再審査を受けなければならない。

（送致又は通告に関する留意事項）

第39条 非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとともに、必要に応じ、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。

2 非行少年を在宅のまま送致し、又は通告する場合であって、当該少年の再非行のおそれ大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関に対し、当該機関において速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるように連絡するものとする。

（事後措置）

第40条 捜査又は調査の結果、非行少年と認定するに至らなかったもの又は触法少年若しくは14歳未満のぐ犯少年であって、関係機関に送致し、又は通告するに至らなかったものについては、継続補導をする場合を除き、注意及び助言をすることとどめ、必要に応じて、捜査又は調査の結果を保護者等に連絡するものとする。

（発表上の留意事項）

第41条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞社その他の報道機関等（以下この条及び第89条において「報道機関等」という。）に発表を行うときは、警察本部長、方面本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し報道機関等に発表を行うときは、当該少年の氏名又は住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を報道機関等に発表し、又は当該少年の写真を提供してはならない。ただし、特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。

3 触法少年事件については、その性質上、報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとする。

（書類の作成）

第42条 捜査に当たっては規範及び司法警察職員捜査書類基本書式例（平12. 3. 30最高検企第54号）に、調査に当たっては少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）にそれぞれ定める調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない。

第2節 犯罪少年事件の捜査

（犯罪少年事件の捜査の基本）

第43条 捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

2 捜査に当たっては、少年の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第44条 捜査のため、少年の被疑者(以下この条(第4項を除く。)、次条(第3項を除く。)、第46条、第47条及び第50条において「少年」という。)、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状(規範別記様式第7号)の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長、方面本部長若しくは警察本部の当該事件を主管する部長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

2 捜査のために少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないように配慮するものとする。

(1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。

(2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。

(3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。

(4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。

(5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に規定する事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するように努める等少年の心情に配慮するものとする。

5 捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないように配慮するものとする。

(取調べ上の留意事項)

第45条 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

2 少年の取調べを行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるように、少年補導室等の適当な場所とすること。
- (2) 取調べの時刻は、できる限り少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べが長時間にわたらないようにすること。
- (3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせること。
- (4) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
- (5) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。
- (6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するように努める等少年の心情に配慮するものとする。

(強制措置の制限)

第46条 少年については、当該少年の健全な育成について考慮し、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 少年の逮捕、留置その他の強制の措置を決定する場合又はこれらの強制の措置を執行する場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。
- (2) 留置する場合には、少年法第49条第1項及び第3項の規定により、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、同法第20条第1項又は第62条第1項の規定による検察官への送致の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限り、同法第49条第1項及び第3項の規定が適用されないことに留意すること。
- (3) 留置したときは、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。
- (4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配慮し、当該少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(指紋の採取等)

第47条 身体の拘束を受けていない少年の指掌紋の採取及び写真の撮影は、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、当該少年の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて少年の心情を傷つけることのないように、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとする。

2 身体の拘束を受けていない少年の指掌紋を採取し、又は写真を撮影しようとするときは、選別主任者等の意見を聴かなければならない。

(親告罪等に関する措置)

第48条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合で

あっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。

2 前項の場合においては、みだりに被害者その他告訴することができる者（以下この項において「被害者等」という。）を呼び出す等被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるとともに、当該少年に係る事件を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないように当該機関に連絡することに留意するものとする。

3 少年が、親族であるため刑が免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合についても、前2項の例によるものとする。

（少年に所持させることが不適當な物件の措置）

第49条 捜査において、少年の非行の防止上所持させておくことが適當でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者（以下「所有者等」という。）に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、所有者等及び保護者等から受領書（別記第5号様式）を徴する等物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

（余罪の捜査）

第50条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、再非行のおそれの判断に資するように配意し、迅速かつ的確に行うものとする。

（犯罪少年事件に関する書類の作成）

第51条 捜査の結果、犯罪少年であることが判明した場合においては、当該少年の犯行の原因及び動機、犯行前後の状況等犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項に関しては、規範第177条から第182条の4までの規定による当該犯罪少年又は参考人の供述調書のほか、必要な捜査書類を作成し、その他必要な事項に関しては、身上調査表（規範別記様式第21号）に記載するものとする。ただし、送致先の機関における適正な処遇に資し、又は補導の適正を期するため特に必要があると認められる場合においては、犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項以外の事項についても、当該少年若しくは参考人の供述調書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

（簡易送致適用事件の処理）

第52条 犯罪少年の犯した事件が規範第214条に規定する軽微な事件（以下「簡易送致事件」という。）に該当すると認められるときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 警察本部等の取扱いに係る事件であるときは、自ら処理する場合を除き、当該事件の発生地を管轄する警察署の選別主任者に引き継ぐものとする。

(2) 警察署の取扱いに係る事件であるときは、当該警察署の選別主任者に報告するものとする。

2 前項の規定による引継ぎ、又は報告を受けた選別主任者は、簡易送致事件処理適用基

準（別表第1）に基づき、当該事件に係る少年の性格、行状、家庭環境、非行の原因及び動機、再非行の危険性等を総合的に検討して、簡易送致裁決書（別記第6号様式）により簡易送致の適否を判断した上、指揮事項欄に意見を付して署長に報告し、その指揮を受けるものとする。

3 前項の指揮により簡易送致事件として処理する場合は、当該事件を取り扱った警察官（第1項第1号に掲げる場合は、選別主任者の指定する少年警察部門の警察官）が、少年事件簡易送致書（別記第7号様式。家庭裁判所に直接送致する場合は少年事件簡易送致書（規範別記様式第22号）。以下これらを「簡易送致書」という。）を作成し、その処理結果を署長に報告するものとする。

4 簡易送致事件を検察官又は家庭裁判所に送致する場合は、身上調査表及び捜査の状況に応じて供述調書（別記第8号様式）、被害届・任意提出書・領置調書・被害品確認・還付請求書（別記第9号様式）、現場・被害額確認報告書（別記第10号様式）、捜査報告書（別記第11号様式）を作成し、これを簡易送致書に添付するものとする。

（簡易送致事件処理に際しての留意事項）

第53条 簡易送致事件の処理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 単なる事件処理の効率化のために簡易送致事件処理適用基準を形式的に判断するのではなく、少年の将来における健全育成に資することを基本として慎重に判断すること。

(2) 短期間に非行を繰り返すなど非行深度の高い少年については、非行歴等を確認し、慎重かつ合理的に判断して、安易に簡易送致事件として処理しないこと。

(3) 簡易送致をした少年については、少年の性格及び非行の実態に応じて注意、助言を行うとともに、その保護者等に対し事後措置についての必要な注意又は助言を行うこと。

（少年育成専門官等の措置）

第54条 少年育成専門官等は、犯罪少年事件を認知した場合は、速やかに所属長に報告してその指示を受け、当該事件を警察官に引き継ぐものとする。

2 前項の場合において、急を要し、所属長に報告するいとまがないと認められるときは、応急の措置を講じ、最寄りの警察署、交番等に速やかに連絡して、当該事件を警察官に引き継ぐものとする。

### 第3節 触法調査

（触法少年事件の措置）

第55条 触法少年事件については、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 警察署の取扱いに係る事件であるときは、触法調査報告書（別記第12号様式）により、当該警察署の選別主任者に報告すること。

(2) 警察本部等の取扱いに係る事件であるときは、触法調査報告書を作成の上、事件引継書（様式を定める訓令別記様式第38号）により、当該事件の発生地を管轄する警察署の選別主任者に引き継ぐこと。

2 前項の規定による引継ぎ又は報告を受けた警察署の選別主任者は、第38条第6項の規定により措置の選別及び処遇上の意見の適否について審査を行い、意見を付して署長に報告し、その指揮を受けるものとする。

（触法調査の基本）

第56条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に

置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

- 2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

(触法調査を行うことができる警察職員)

第57条 警察本部長は、少年育成専門官及び心理専門官のうちから、教育訓練実施基準(別表第2)に基づく教育訓練を受け、専門的知識を有する者を少年法第6条の2第3項に規定する警察職員として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けた警察職員(次項及び第74条において「指定警察職員」という。)は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

- 3 署長は、触法調査を指定警察職員に行わせることが必要と認めるときは、別に定めるところにより、少年課長(札幌方面以外の方面の署長にあつては、当該方面本部の生活安全課長)にその派遣を要請することができる。

(調査主任官)

第58条 警察本部長、方面本部長若しくは生活安全部長又は署長(以下この条において「警察本部長等」という。)は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名し、次に掲げる職務を行わせるものとする。

- (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
  - (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
  - (3) 調査方針を立てること。
  - (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
  - (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について、調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
  - (6) 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長等から特に命ぜられた事項
- 2 警察本部長等は、前項の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、同項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。
  - 3 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。
  - 4 第1項の規定による調査主任官の指名は、調査主任官指名簿(別記第13号様式)により行うものとし、指名した調査主任官を変更する場合も、同様とする。

(付添人の選任等)

第59条 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者(次条(第4項を除く。)、第61条(第4項を除く。)、第62条、第65条、第67条、第68条及び第69条において「少年」という。)又は保護者に対しては、必要に応じて少年法第6条の3に規定する付添人に

関する制度について分かりやすく説明するほか、関係機関・団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

- 2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第60条 触法調査のため、少年、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状（様式を定める訓令別記様式第39号）の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長、方面本部長若しくは生活安全部長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

- 2 少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

- 3 少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないように言動に注意するものとする。

(1) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き、避けること。

(2) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、やむを得ない場合を除き、避けること。

(3) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。

(4) 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り避けること。

(5) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、調査に従事する職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。

(6) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。

- 4 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に規定する事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するように努める等少年の心情に配慮するものとする。

- 5 触法調査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないように配慮するものとする。

(質問上の留意事項)

第61条 少年の質問を行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。

ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上不適當であると認められるときは、この限りでない。

- 2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するように、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮する

ものとする。

- 3 少年の質問を行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することを避けなければならないこと。
  - (2) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるように、少年補導室等の適当な場所とすること。
  - (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
  - (4) 質問に当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。
  - (5) 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。
  - (6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 4 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するように努める等少年の心情に配慮するものとする。

(強制の措置等)

第62条 触法調査に係る搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第21条の規定によるものとする。

- 2 触法調査においては、できる限り強制の措置を避けるものとする。
- 3 触法調査において強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないように配慮するものとする。

(還付公告等)

第63条 少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条に規定する押収物の還付に関する公告(次項において「還付公告」という。)は、警察職員の職務等に関する規則第2条の定めるところにより行うものとする。

- 2 還付公告の実施について必要な事項は、別に定める。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第64条 少年を逮捕した場合であって当該逮捕に係る行為が14歳に満たない時に行われたものであることが明らかになったときは、直ちに釈放しなければならない。

- 2 前項の規定により身柄を釈放する場合においては、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。
- 3 特に、緊急逮捕した場合には、釈放した後であっても、逮捕状の請求手続を行い、逮捕時における逮捕の正当性を明らかにしておくものとする。この場合においては、逮捕

手続書に、既に釈放した旨を記載するものとする。

4 証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。ただし、還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、第62条の規定により措置するものとする。

5 少年の事件について逮捕、搜索、差押等の令状の発付を得ている場合であって、その発付後の捜査において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

(触法調査に関する書類の作成)

第65条 触法少年を児童相談所に送致し、又は通告するに当たっては、触法少年事件送致書(様式を定める訓令別記様式第32号)又は児童通告書(様式を定める訓令別記様式第37号)のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書(様式を定める訓令別記様式第3号)その他必要な書類を作成するものとする。

(児童相談所への送致)

第66条 触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、活動規則第22条(第1項第2号を除く。)、第23条及び第24条の定めるところにより行うものとする。

(児童相談所への通告)

第67条 触法調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書(様式を定める訓令別記様式第37号の2)を事後に送付するものとする。

2 触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告する場合は、活動規則第22条(第1項第1号を除く。)及び警察職員の職務等に関する規則第3条の定めるところにより行うものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第68条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 保護室、宿直室、休憩室その他の保護にふさわしい部屋を使用するものとし、留置施設の部屋を使用しないこと。

(2) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(3) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りでない。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第69条 第49条の規定は、触法調査において、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でない認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときの措置について準用する。

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第70条 犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、真相を明らかにするために犯罪としての捜査を尽くすものとする。

2 殺人、強盗その他重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、前項の捜査に当たり、特に共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(指導教養)

第71条 警察本部長、方面本部長及び署長は、触法調査に従事する職員に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

#### 第4節 ぐ犯調査

(ぐ犯少年事件の措置)

第72条 ぐ犯少年事件については、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 警察本部等の取扱いに係る事件であるときは、ぐ犯少年発見調査報告書(別記第14号様式)を作成の上、事件引継書により、当該事件の発生地を管轄する警察署の選別主任者に引き継ぐこと。ただし、警察本部少年課の取扱いに係る事件については、この限りでない。

(2) 警察本部少年課又は警察署の取扱いに係る事件であるときは、ぐ犯少年発見調査報告書により、当該所属の選別主任者に報告すること。

2 前項の規定による引継ぎ又は報告を受けた選別主任者は、第38条第6項の規定により措置の選別及び処遇上の意見の適否について審査を行い、意見を付して少年課長又は署長に報告し、その指揮を受けるものとする。

(ぐ犯調査の基本)

第73条 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者(第76条、第78条、第81条及び第82条において「少年」という。)を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第74条 第57条第1項の規定により警察本部長が指定した指定警察職員は、調査主任官(活動規則第30条第1項に規定する調査主任官をいう。次条において同じ。)その他の上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

2 警察本部長は、指定警察職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該警察職員に対し、教養訓練実施基準に基づく教養訓練、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導教養をあらかじめ行うものとする。

(調査主任官)

第75条 少年課長又は署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。

2 調査主任官が交代する場合には、関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

3 第1項の規定による調査主任官の指名は、調査主任官指名簿（別記第15号様式）により行うものとし、指名した調査主任官を変更する場合も、同様とする。

（呼出し・質問上の留意事項）

第76条 ぐ犯調査のため、少年、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、少年課長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

2 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

3 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないように配慮するものとする。

4 少年を呼び出すに当たっては、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めるものとする。

5 ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、この条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第44条及び第45条の例によるものとする。

（低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮）

第77条 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

2 低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者（以下この項及び次項において「少年」という。）を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないように言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するように、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

4 低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前2項に規定するもののほか、第60条及び第61条の例によるものとする。

（ぐ犯調査に関する書類の作成）

第78条 ぐ犯少年を家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告するに当たっては、ぐ犯少年事件送致書（様式を定める訓令別記様式第33号）又は児童通告書のほか、必要に応

じて、ぐ犯少年発見調査報告書、預り書（別記第16号様式）、任意差出書（別記第17号様式）、当該少年及び関係者の申述書又は答申書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

（ぐ犯少年の送致又は通告）

第79条 ぐ犯調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付するものとする。

2 ぐ犯調査の結果、ぐ犯少年事件を送致し、又は通告する場合については、活動規則第33条の定めるところにより行うものとする。

（ぐ犯少年についての緊急措置）

第80条 ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、当該少年を警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第68条各号に掲げる事項に留意するものとする。

（一時保護に係る留意事項）

第81条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合においては、第68条各号に掲げる事項に留意するものとする。

（少年に所持させることが不適当な物件の措置）

第82条 第49条の規定は、ぐ犯調査において、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときの措置について準用する。

（指導教養）

第83条 警察本部長、方面本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する職員に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第5節 不良行為少年の補導

（不良行為少年に対する注意、助言等）

第84条 不良行為少年（以下この節において「少年」という。）を発見したときは、その場において必要な注意、助言等を行うものとする。この場合において、保護者（学校又は職場の関係者に連絡することが特に必要であると認めるときは、保護者及び当該関係者）へ連絡を行うことが必要であると認めるときは、別に定める少年補導票を作成した上で行うものとする。

2 第101条第2項から第4項までの規定は、少年補導票の保管について準用する。

（少年に所持させることが不適当な物件の措置）

第85条 非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者等に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、少年補導票の裏面により物件の措置のてん末を明らかにす

る措置を講ずるものとする。

(少年に対する継続補導)

第86条 少年に対して継続補導を実施する場合には、第2章第3節の定めるところにより実施するほか、少年に対する言葉遣い等に配慮するものとする。

#### 第4章 少年の保護のための活動

##### 第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第87条 被害少年については、現場における当該少年又はその関係者に対する適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防ぐための当該少年又はその関係者に対する助言又は指導等必要な支援を行うものとする。

2 被害少年の支援に当たっては、必要に応じ、犯罪被害者支援部門との連携に留意するものとする。

3 被害少年の支援に当たっては、少年の特性に配意し、必要に応じ、心理専門官又は被害少年カウンセリングアドバイザーその他の少年の心理に関する専門家の助言を得るものとする。

(被害少年に対する継続的な支援の取扱い)

第88条 被害少年の精神的被害を回復するため特に必要と認められる場合には、保護者の同意(対象となる少年が特定少年である場合にあっては、本人の同意)を得た上で、関係機関又は被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、家庭や学校等と連携した環境調整等継続的な支援を行うものとする。

2 第26条の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

(発表上の留意事項)

第89条 少年が被害者である事件について、報道機関等に発表を行うときは、第41条の例によるほか、被害少年のプライバシーの保護に十分に配慮するものとする。

##### 第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第90条 福祉犯事件を認知した場合においては、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

2 警察本部長、方面本部長又は署長は、他の警察部門に属する警察官が行う福祉犯(活動規則第37条に規定する福祉犯をいう。以下同じ。)事件の捜査についても、少年警察部門に属する警察官による捜査又は調査と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるように配意するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第91条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査及び第87条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため、その保護者又は学校関係者その他の関係者(保護者が同意した場合に限る。)に配慮を求めるものとする。

2 警察本部長、方面本部長又は署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発を行う等必要な措置を執るものとする。

##### 第3節 要保護少年に係る活動

(要保護少年の通告等)

第92条 18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき、又は保護者に監護させることが不相当であると認めるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

2 前項の通告を必要としない18歳未満の要保護少年については、保護者等に注意、助言をする等少年の保護のため必要な措置を執るものとする。

(要保護少年の一時保護に係る留意事項)

第93条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、18歳未満の要保護少年を一時保護する場合については、第68条各号に掲げる事項に留意するものとする。

#### 第4節 児童虐待に係る活動

(児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の措置)

第94条 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通告書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

3 児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

4 児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童に対する支援)

第95条 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所、医療機関、学校等の関係機関との緊密な連携の下、当該児童の精神的被害の回復のためカウンセリング、再発を防止するための保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

2 第87条及び第88条の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童に対し支援を行う場合について準用する。

(児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護に係る留意事項)

第96条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合については、第68条各号に掲げる事項に留意するものとする。

#### 第5章 記録

(少年事件処理簿)

第97条 少年警察部門に、少年事件処理簿（様式を定める訓令別記様式第44号）を備え、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を記載するものとする。この場合においては、特に第11条第1号から第5号までに掲げる事項で該当する事項を明らかにしておくものとする。

2 犯罪少年事件に係る記録については、規範第201条の定めるところによる。

(少年事案処理簿)

第98条 少年警察部門に、少年事案処理簿（別記第22号様式）を備え、児童相談所への通告が必要と認められる個々の要保護少年ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。

（呼出簿）

第99条 少年警察部門に、呼出簿（様式を定める訓令別記様式第40号）を備え、第60条及び第76条の定めるところにより、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

（令状請求簿）

第100条 少年警察部門に、令状請求簿（様式を定める訓令別記様式第45号）を備え、第62条第1項の令状を請求したときは、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（少年カード）

第101条 非行少年（交通法令違反及び交通事故事件に係る非行少年を除く。）については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（別記第23号様式）を作成するものとする。

2 少年カードは、当該少年の居住地を管轄する警察署（次項において「居住地警察署」という。）において保管するものとする。

3 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合又は当該非行少年が他の警察署の管轄区域内に住居を移転したことが判明した場合には、当該所属の長は、少年カードの原本を直接居住地警察署の署長に送付し、必要に応じその写しを保管するものとする。この場合において、居住地警察署が都府県警察の警察署であるときは、少年課長（札幌方面以外の方面の所属の長にあっては、当該方面本部の生活安全課長）を通じ、当該居住地を管轄する警視庁又は府県警察本部の少年警察担当課長に送付するものとする。

4 少年カードは、当該少年が死亡したことが判明し、又は20歳に達したときに廃棄するものとする。

（非行歴等調査書）

第102条 非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、当該少年に対する措置の選別及び適正な処遇に資するため、非行歴等調査書（別記第24号様式）を作成するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第14号）抄

1 この訓令は、平成20年8月11日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第4号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（令和元年警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和元年8月20日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和6年警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

※ 別表等は省略